

第5章 計画の基本方針と施策



第5章 計画の基本方針と施策

本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第2次下関市総合計画」の基本構想において定めているまちづくりの将来像の1つである「人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち」を踏まえ、その実現に向けて市政の主人公である市民の視点で『であう つながる ひろがる あなたの協働参画』とスローガンを掲げ、市民協働参画及び市民活動を促進してまいります。

スローガン であう つながる ひろがる あなたの協働参画

- 市民活動の内容や目的、やりがいや魅力について、広く市民に知って、理解してもらうことで、新たな市民活動への参加を促進します
- 市民と市民活動団体とがマッチングできるような環境づくりに努めます
- 市民活動団体と市民活動を取り巻く環境がより発展するよう、人材育成や団体間の交流、活動支援の制度等について検討を進めます

このスローガンの実現に向けて3つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。

施策ごとに取り組む事業については、市民・市民活動団体、行政、しものせき市民活動センターで区分し、その役割を明確にします。

また、各施策の実施にあたっては目標・目的を意識し、効果的なものになるよう検討します。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

基本方針 1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

【施策の展開方向】

○市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 行政としものせき市民活動センターとが連携し、幅広く市民に市民活動について知ってもらうための取組を進めます。
- 市民協働することで施策に与える影響、結果などをわかりやすい形で情報発信することで、市民協働への理解を深め、意識を高めます。

【具体的な施策】

(1) 情報収集と提供

多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

- ・より多くの市民が幅広く市民活動に参加できるためには、適切に情報を伝えることが必要です。年代やライフスタイルにより、情報を収集する媒体は異なることから、「市報しものせき」、SNS、しものせき市民活動センター発行「ふくふくサポートだより」、下関市ホームページ、コミュニティFM、多様な媒体による情報発信について検討します。
- ・スマートフォンを多く使う世代を主なターゲットとしたアプリケーション「しもまちアプリ」を有効に活用します。

情報の提供と共有

- ・市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会等の開催や広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
- ・市民が求める市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法等、さまざまな分野ごとにその内容を広く発信提供します。

市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

- ・やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター及び下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア）等からの情報を収集し、共有します。

市民活動に関するニーズの把握

- ・市民活動や市民協働参画に関する市民及び市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、結果を公表します。

(2) 市民協働に係る啓発

市民協働への理解促進

- 市民参画に関する情報や、実施する施策、その結果を公表し、市民参画の効果の理解を促します。
- 市民活動団体の活動事例や成果を広く公開し、理解を深めます。

出前講座、セミナー等の学習機会の提供

- 市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座や、セミナー、研究会といった学習機会を提供し、新規参入を促進します。

若者、就労者等の協働への理解促進

- 教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

【基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における役割区分】

事業	市民	市民活動団体	行政・ こもせき市民活動センター
多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信	○	○	○
情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
市民活動に関するニーズの把握	○	○	○
市民協働への理解促進	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○

【基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 令和2年	目標値 令和7年
市民活動の経験	参加したことがある 40.1%	参加したことがある 45%
市政参画の経験	参画したことがある 13.8%	参画したことがある 15%

基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

【施策の展開方向】

○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な問題に対応する市民活動団体と出会う仕組みづくり等について検討を行います。

○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した、活動をしやすい環境づくりに資する支援を行うべく、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

【具体的な施策】

(1) 参加・交流機会の創出

市民活動情報を活用した交流機会の創出

- ・市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

多様な参加機会の創出

- ・直接市民活動に参加することの困難な市民でも、SNSによる意見徴収やリモート式の説明会、シンポジウムの開催、寄付等により間接的に参加できる機会について検討します。

様々な機関との連携による活動支援

- ・教育機関、医療・福祉機関、民間企業等、様々な機関への情報提供及び定期的な情報交換を行うとともに、市民活動や市民参画に関する学習機会を提供し、市民活動への参加支援を行います。

市民と市民活動団体とをつなぐ仕組みづくり

- ・助けを必要としている市民とそれに応じることのできる市民活動団体とをマッチングさせる仕組みづくりを検討します。
- ・参加意欲のある市民が興味のある分野や活動を見つけ、市民活動に参加できるよう、しものせき市民活動センターを通じて市民活動団体とのつながりをコーディネートする機能を充実させます。
- ・ボランティアに関する情報を集約し一元的に管理する仕組みについて検討します。

(2) 活動を発展させる支援

市民活動団体の現状把握

- ・しものせき市民活動センターの登録内容や、内閣府が公表しているNPO法人情報等を活用し、個々の団体の組織体制や活動状況、抱える課題等を把握し、よりよい活動の展開や課題解決のヒントとなる研修、イベント、意見交換会の実施について検討します。

マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

- ・市民活動を継続していくための、次期リーダーとなる人を育成するための研修や交流の場を提供します。

相談体制の整備

- ・新たな団体の設立や、市民活動団体の運営に関わる課題や問題点について相談体制を整備します。

市民活動保険の実施

- ・引き続き市民活動保険を運用し、実態に即した保険制度の運営と広報を行います。

市民活動助成制度の活用

- ・市民活動団体が必要とする財政的支援を把握し、市の助成制度の運用について検討します。
- ・各種助成金情報を集約、整理し、各市民活動団体が自らの団体に適した制度が活用できるよう支援します。

【基本方針2 市民活動を展開する環境づくりにおける役割区分】

事業	市民	市民活動団体	行政・ しものせき市民活動センター
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
多様な参加機会の創出	○	○	○
様々な機関との連携による活動支援		○	○
市民と市民活動団体とをつなぐ仕組みづくり		○	○
市民活動団体の現状把握			○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
相談体制の整備		○	○
市民活動保険の実施			○
市民活動助成制度の活用			○

【基本方針2 市民活動を展開する環境づくりにおける成果指標】

成果指標	現状値 令和2年	目標値 令和7年
しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録件数	16件	50件
市民活動を促進するために実施した施策数	107施策	107施策 (現状維持)

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

【施策の展開方向】

○市民活動のネットワーク化の促進

- 市民と市民活動団体、市民活動団体同士がつながり、双方向の意見交換や、相互支援を行うことで、より発展的なパートナーシップの確立を目指します。
- 行政内部における各部局の事業実施にあたり、市民協働の推進に資する取組を検討します。

【具体的な施策】

(1) 中間支援機能の充実

中間支援機能の強化

- ・しものせき市民活動センターを主体として、市民活動団体の活動がより活発に行える環境づくりに努めます。
- ・中間支援団体を対象とした講座や研修会等を通じて、各種団体がやりたいことを実現するための各種手続きや手法について指導・助言できる体制を整えます。

市民活動団体同士の交流機会の創出

- ・しものせき市民活動センターでは登録団体の交流イベントや研修会等を開催しており、引き続きその取組を進めるとともに、相互の活動の補完、ノウハウや意見、情報交換等を目的に、同様の活動を行っている市民活動団体の意見交換会を開催する等、効果的な交流機会の創出に努めます。

地域コミュニティや事業者等との連携促進

- ・自治会やまちづくり協議会といった地域コミュニティが持つ地域住民とのつながりや、事業者がもつ活動へのノウハウや情報、経験を活かし、より効果的な市民活動が実施できるように、自治会等の地域コミュニティや事業者等が市民活動団体と交流する場を提供し、両者の理解を促進します。
- ・事業者に対して積極的に呼びかけを行い、しものせき市民活動センターが主体となって、市民活動団体との共同イベントの開催や、活動の実施について検討します。

(2) 情報共有・意見交換の仕組み作り

情報共有のためのネットワークの構築

- ・しものせき市民活動センターを情報の収集や共有の拠点場所として活用し、市民、市民活動団体、行政、他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を集約し、必要とする団体へ提供できる効果的な情報提供のネットワークを構築します。

意見交換の仕組み作り

- ・専門的な分野を含む様々な施策について市民と行政とが共に学び、意見交換する仕組み作りについて検討し、市民協働を促します。

(3) 行政内の市民協働に対する理解・意識向上

行政内の人材育成

- ・市職員一人ひとりが、行政という立場ではなく地域住民のひとりとして、自身が拠点とする地域をより良いものにするという意識を醸成し、市民活動に参加することを目指した取組を進めます。

【基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展における役割区分】

事業	市民	市民活動団体	しものせき市民活動センター 行政・
中間支援機能の強化			○
市民活動団体同士の交流機会の創出		○	○
地域コミュニティや事業者等との連携促進		○	○
情報共有のためのネットワークの構築			○
意見交換の仕組み作り	○		○
行政内の人材育成			○

【基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展における成果指標】

成果指標	現状値 令和2年	目標値 令和7年
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 23.3%	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 30.0%